

論文

日本のスクールソーシャルワーク事業の 歴史的変遷に関する研究

——スクールソーシャルワーカーの活動目的に焦点を当てて——

洪 承載[†]

要約：本研究は、日本におけるスクールソーシャルワーカーの導入と展開における歴史的変遷に着目し、戦後から現在までの公的資料や報告書を分析することによって、スクールソーシャルワーカーの活動目的を明らかにする。研究の結果として、スクールソーシャルワーカーは既存の制度では対応できない複合的な課題に対して支援の範囲を広げていることが明らかになった一方で、人材不足に関する課題も指摘されていることがわかった。そして児童生徒及び保護者を生活者として捉えつつ、彼らの社会環境に焦点を当て、安定した生活をするための環境づくりを行うことこそが、時代を問わずスクールソーシャルワーカーの専門職としての活動目的であると考察した。

キーワード：スクールソーシャルワーク、スクールソーシャルワーカー、活動目的、歴史的変遷、専門職

目次

1. はじめに
2. 研究目的及び研究方法
 - 2-1. 研究目的
 - 2-2. 研究方法
3. 全国的に展開される以前のスクールソーシャルワークに関する事業の歴史的変遷
 - 3-1. 日本におけるスクールソーシャルワークに関する実践の始まり
 - 3-2. 行政によるスクールソーシャルワークに関する実践の展開
4. 全国的に展開される以降のスクールソーシャルワーカーに求められた活動目的
 - 4-1. コーディネーターとしての役割
 - 4-2. 「子どもの貧困」への働きかけ
 - 4-3. 児童生徒を巡る問題行動や課題に対する働きかけ
5. 日本の国会においてスクールソーシャルワーカーに関する議論
 - 5-1. スクールソーシャルワーカーの働きかけに関する言及
 - 5-2. スクールソーシャルワーカーに関する課題
6. おわりに

[†]同志社大学大学院社会学研究科社会福祉学専攻博士後期課程

*2022年7月4日受付、査読審査を経て2022年11月15日掲載決定

1. はじめに

日本においてスクールソーシャルワーカーはなぜ求められてきたのだろうか。その背景には、不登校、校内暴力やいじめによる自殺などといった児童生徒の反社会的行動が深刻化し増加傾向にあり、児童生徒を取り巻く社会環境が多様化、複雑化していることが挙げられる。そのため、学校における、児童生徒への適切な対応方法や充実した教育相談体制が重要視されてきた。こうした学校対応の流れのなかで、文部科学省は2008年度「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施し、スクールソーシャルワーカーが全国に配置されるようになった。なお、文部科学省（2009）「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、スクールソーシャルワーカーの役割として「問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく」と示している。野田（2012 a: 37）は、スクールソーシャルワーカーが、個人の変容を目的とするスクールカウンセラーの取り組みに加えて、児童生徒を取り巻く環境に働きかける社会福祉的アプローチを教育現場に導入したと述べている。要するに、児童生徒を巡る問題行動や課題の複雑化及び多様化に対応するために、スクールソーシャルワーカーによるソーシャルワークの視点からの支援が求められるようになった。スクールソーシャルワーカーには、児童生徒の生活を支えるために、保護者・教職員、専門スタッフ・関係機関に働きかけ、安定した生活のための環境づくりを行うことが期待されると言える。

しかし、果たして、スクールソーシャルワーカーがソーシャルワークの視点を持つ専門職として学校で活用されているだろうか。丸目（2013: 103）は、スクールソーシャルワーカーになるための独自の資格が存在しないこと、全てのスクールソーシャルワーカーがソーシャルワークを基盤としたうえで実務についてないこと、職能団体が存在しないことを根拠としてスクールソーシャルワーカーが専門職であるとは言い難いと指摘している。また、馬場（2015: 55）は、スクールソーシャルワーカーが有している資格、スクールソーシャルワーカーとして「学校文化」に馴染むことに苦勞していること、スクールソーシャルワーカー認定機関が少ないことを根拠にスクールソーシャルワーカーはソーシャルワークの視点をもって支援することは難しく、未熟で、専門職として確立しているとは言いにくいと述べている。さらに、日田・児崎・川崎（2021: 11-12）は、学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用は増えているとは言えず、存在や活用方法が曖昧なまま、本来副次的なニーズであるはずの教員の負担軽減が重要業務として語られている可能性も否定できないと指摘している。

このような先行研究で指摘されている課題の背景として、スクールソーシャルワーカーの活動目的が明確になっていないのではないかと考えられる。スクールソーシャルワーカーの活動目的を明確にすることで、スクールソーシャルワーカーとしての存在や活用方法がより具体化できるのではないかと。また、これからスクールソーシャルワーカーが直面する児童生徒の問題行動や課題に対して、どのように活動を展開していくかに関連する有意義な示唆を得られると考えられる。

そこで、本研究では、スクールソーシャルワーカーの活動目的を明確にするために、全国的にスクールソーシャルワークに関する事業が展開する以前に行われていた福祉政策、各地での先駆的な取り組みが、現在のスクールソーシャルワークに関する事業に対してどのような影響を与えていたのか。また、スクールソーシャルワーカーが導入されてからは、どのように展開され、どのような働きかけを求められているのかを示すため、歴史の変遷に着目して論じていきたい。

確かに、スクールソーシャルワーカーの歴史の変遷に焦点を当てた研究はいくつかある。例えば、大崎（2012）は、スクールソーシャルワーカーの源流とも言われる京都市教育委員会「生徒福祉課」の設立経緯について述べている。しかし、生徒福祉課とスクールソーシャルワーカーの関連性についての視点は欠けており、生徒福祉課がスクールソーシャルワーカーの歴史の変遷のなかでどのような影響を与えたのかに対する言及は見当たらない。また、田中（2013）は、スクールソーシャルワーカーの歴史の変遷を通してスクールソーシャルワークに関する事業の展開の意義について述べているものの、実際のスクールソーシャルワーカーがどのような働きかけを行って、政府からどのように言及されてきたのかについての分析は行われていない。すなわち、スクールソーシャルワーカーの活動目的に関する示唆を得るためには、これらの先行研究では十分ではない。

2. 研究目的及び研究方法

2-1. 研究目的

先行研究の検討を踏まえると、スクールソーシャルワーカーが、何を支援対象としているのか、どのような働きかけが求められ、実践ではどのような働きかけをしているのかといったスクールソーシャルワーカーの活動目的に対しての言及はこれまでには見られないと言える。そこで、本研究は、スクールソーシャルワーカーの活動目的に焦点を当て、歴史の変遷の概観を行うことを目的とする。

研究課題として、第一に、日本のスクールソーシャルワーカーがどのような社会背景から提起され、関連政策がどのように発展してきたのかを分析する。そこで明らかにな

ったことを踏まえながら、第二に、スクールソーシャルワークに関する事業が日本において導入される際にどのような議論がなされたかを分析しつつ、今のスクールソーシャルワーカーが必要とされる意義について検討する。

2-2. 研究方法

上述の二つの課題について以下の分析枠組みと研究方法を用いて分析する。まず、第一の研究課題については、日本の戦後から現在までの、公的資料や実践活動にまつわる報告書を用いて、スクールソーシャルワークに関する事業の実践活動の展開について整理する。スクールソーシャルワーカーという名称ができる以前、どのような名称で活動を行っていたのかを辿ることで、スクールソーシャルワーカーがそもそもなぜ日本において求められてきたかについて明確にできるだろう。また、スクールソーシャルワーカーがどのような実践活動を行ってきたのかを分析することで、これまでスクールソーシャルワーカーがどのような場面で活躍したのか、さらにどのような実践を求められたのかについて明らかにできると考えられる。

行政審議及び国会議事録は、あるテーマに係る問題意識や政策過程を分析するうえで、重要な意味を持つ（松村 2016: 45）ため、第二の研究課題では、行政審議及び国会議事録を用いてスクールソーシャルワーカーやスクールソーシャルワークに関する事業に対してどのような言及があったかに着目する。この分析によって、スクールソーシャルワーカーがどのような背景で導入されたのか、その際に国会ではどのような議論が行われたのかについて明確化できるだろう。

「国会会議録検索システム」を用いて、「スクールソーシャルワーカー」をキーワードとして検索したところ 263 件ヒットした。また「スクールソーシャルワーク」をキーワードとして検索したところ 1 件がヒットしたが、重複しているため、合計 263 件を調査対象とする。検索結果の最終確認は 2022 年 7 月 10 日に行った。図表 1 はスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワークについて言及している会議録の概要についてである。

なお、本研究は人を対象とする研究ではないが、「日本社会福祉学会研究倫理規定」を遵守し、規程に示す項目に抵触しないことを確認している。

図表 1 分析した会議録の概要

	名称	開催期間
衆議院	文教委員会 第4号	1991年2月20日
	青少年問題に関する特別委員会	2004年2月27日～2014年6月10日
	予算委員会第四分科会	2007年2月28日～2022年2月17日
	文部科学委員会	2008年2月22日～2022年4月15日
	予算委員会	2010年2月9日～2022年2月1日
	内閣委員会	2010年3月10日～2022年3月11日
	社会保障と税の一体改革に関する特別委員会	2012年5月30日
	本会議	2014年10月14日～2022年4月19日
	予算委員会第一分科会	2015年3月10日
	東日本大震災復興特別委員会	2015年3月26日～2020年3月10日
	予算委員会第五分科会	2016年2月25日～2021年2月26日
	厚生労働委員会	2017年5月26日～2022年3月4日
	法務委員会	2017年6月7日～2018年5月16日
	参議院	文教科学委員会
本会議		2006年11月17日～2021年5月28日
教育基本法に関する特別委員会		2006年11月27日
厚生労働委員会		2007年5月24日～2021年4月20日
予算委員会		2008年3月28日～2022年3月7日
少子高齢化・共生社会に関する調査会		2008年4月16日・4月23日
内閣委員会		2009年6月30日～2021年5月18日
東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会		2015年4月6日
決算委員会		2016年1月21日～2021年6月7日
法務委員会		2017年3月22日～2022年3月29日
国民生活・経済に関する調査会		2018年2月7日～2022年2月16日
行政監視委員会		2020年6月1日
政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員会		2022年3月30日

出典：国会会議録検索システムをもとに筆者作成

3. 全国的に展開される以前の スクールソーシャルワークに関する事業の歴史の変遷

3-1. 日本におけるスクールソーシャルワークに関する実践の始まり

図表2に示しているのは、スクールソーシャルワークに関する事業が全国的に展開される前の関連事業の変遷である。戦後、「学校福祉」制度は、「昭和26年度に入学する

児童に対する教科用図書の給与に関する法律」(1951年)、「学校給食法」(1954年)、「学校保健法」(1958年)などにより構成、整備されてきた。これらの制度の背景には学校に行きたくても行けない状況にある児童生徒が学校に通えるように支援することであった(田中 2013: 14)。上記の制度は児童生徒たちの教育を受ける権利を保障するものであり、現在のスクールソーシャルワークに関する事業につながる実践であると考えられる。1950年代から1980年代にかけて実施されたのちにスクールソーシャルワーカーに繋がる実践としては、高知市の「福祉教員」や京都市の「生徒福祉課」などが挙げられる。

まず、高知市の「福祉教員」は、長期欠席・不就学問題への支援のため導入された。福祉教員は、家庭に訪問し、児童生徒が再び学校に来ることができるように支援していくことが主な任務であった(宮之原 2014: 41-43)。欠席・不就学問題の解消に働きかける福祉教員は、その後、全国に広がり1970年代まで長期欠席・不就学問題児童生徒対策の中心的な役割を担った。

次に、京都市の「生徒福祉課」は、1962年に生徒福祉主事5名を陣容として永松小学校内に設置された。その背景について大崎(2012: 12-13)は、非行児童生徒の増加や欠食児童、長欠児童の問題等といった当時の児童生徒の抱える問題について、ソーシャルワークの視点をもって支援せざるを得ない社会状況があったと指摘している。

図表2 スクールソーシャルワークに関する事業の変遷

実施年度	スクールソーシャルワーク事業に関連する国・自治体の事業	
1951年	政策	「昭和26年度に入学する児童に対する教科用図の給与に関する法律」
1954年	政策	「学校給食法」
1958年	政策	「学校保健法」
1950年～1970年	高知県	「福祉教員」の設置
1962年～1987年	京都市	「生徒福祉課」の設置
1986年～1997年	所沢市	「モデルプロジェクト」
2000年～現在 ⁽¹⁾	赤穂市	「スクールソーシャルワーク推進事業」
2000年～現在 ⁽²⁾	結城市	スクールソーシャルワーカー(市職員)の配置
2001年～2003年	香川県	「健康相談活動支援体制整備事業」
2004年～2008年		「学校・地域保健連携推進事業」
2002年～2003年	文部科学省	「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」
2003年～2006年	文部科学省	「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」
2004年～2006年	文部科学省	「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」
2007年～現在	文部科学省	「問題を抱える子ども等の自立支援事業」
2008年～現在	文部科学省	「スクールソーシャルワーカー活用事業」

出典：田中(2013: 14-16)、野田(2012a: 35-36)、大崎(2012: 12-14)をもとに筆者作成

その後、山下英三郎は、1970年代末の校内暴力が頻発する時期に、児童生徒に対する支援のシステムが希薄であると気づき、アメリカで広く取り入れられているスクールソーシャルワークに関する事業の存在を知り、日本での展開を試みるため、渡米しソーシャルワークを学んだ（山下 2003: 113）。帰国後、1986年埼玉県所沢市の「モデルプロジェクト」に着手することになり、この事業は日本で初めてスクールソーシャルワークに関する事業として言及された事業である（野田 2012 a: 36, 宮之原 2014: 76）。この「モデルプロジェクト」の活動形態は、個人に対するケースワークに留まらず、家庭や学校への訪問を通じた保護者のサポートや教員に対するコンサルテーションが含まれ、地域の専門機関との連携、調整、仲介といったソーシャルワークの特性を全面に出した（山下 2003: 113-114）。

3-2. 行政によるスクールソーシャルワークに関する実践の展開

こうした実践の流れのなかで、行政によるスクールソーシャルワークに関する事業の実践は2000年から始まる（図表3に参照）。その背景として、学校におけるこれまでの支援では、教員一人で児童生徒のニーズや背景を把握し、適切な支援に繋ぐことは難しいため、学校外の関係機関との連携やコーディネーター的な存在が教育現場に求められたと考えられる（宮本 2017: 101, 田中 2013: 15）。また、結城市のスクールソーシャルワーカーは不登校児対策の一環として配置されたことや、文部科学省の「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」や「問題を抱える子ども等の自立支援事業」から、不登校、暴力行為、いじめをはじめとした問題を抱えている児童生徒への対応が求められたことがわかった。

結城市のほか、赤穂市や香川県においても、独自のスクールソーシャルワークに関する事業が開始され、2002年になると文部科学省による「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」、2003年の「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」、「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」などを通してスクールソーシャルワークに関する事業について明示されている。そして、2008年度には「スクールソーシャルワーカー活用事業」が全国的に展開することになった。

図表3 スクールソーシャルワークに関する事業の展開

実施年度	種類・地域	業名・政策・法律	事業に関する背景及び内容
2000年～現在	赤穂市	「スクールソーシャルワーク推進事業」	・赤穂市と関西福祉大学の共同研究によるモデル事業として、スクールソーシャルワーカーが実験的に1名配置（野田2012 a: 36） ・青少年育成センターで、スクールソーシャルワーカーの支援と学校や家庭への学生ボランティア派遣（半羽2007: 49-50）
2000年～現在	結城市	スクールソーシャルワーカー（市職員）の配置	・不登校の対策として、2名のスクールソーシャルワーカーを配置（野田2012 a: 36） ・児童生徒を巡る問題行動や課題に対する相談援助実践活動だけでなく、教員との情報交換、関係機関との連絡・調整というコーディネーター的な役割を担った（野口2012: 7）
2001年～2008年	香川県	「健康相談活動支援体制整備事業」（2001年～2003年） 「学校・地域保健連携推進事業」（2004年～2008年）	・香川県教育委員会が「健康相談活動支援体制整備事業」の一環としてスクールソーシャルワーカーを学校に派遣（浜田2007: 57） ・スクールソーシャルワーカーは拠点校で支援活動を行う一方で、学校の教員を対象として研修などの活動を実施（浜田2007: 60-61）
2002年～2003年	文部科学省	「サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業」	・2002年から文部科学省が主導的にスクールソーシャルワークに関連する事業を全国的に実施
2003年～2006年	文部科学省	「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」	・不登校児へ早期発見、早期対応のためのネットワーク構築 ・不登校児への支援として体験活動充実
2004年～2006年	文部科学省	「問題行動に対する地域における行動連携推進事業」	・問題行動に対する地域における行動連携推進事業の内容： ①問題行動の防止・対応を図るための機能的・効果的なサポートチームの在り方の検討 ②立ち直りのための学校外プログラムの開発 ③児童自立支援施設内分校における指導の在り方の研究 ④校内での別室指導の在り方 ・事業の課題：家庭環境への支援の必要性
2007年～現在	文部科学省	「問題を抱える子ども等の自立支援事業」	・スクールソーシャルワーカーの導入背景：不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待、高校中退などの問題を抱えている子どもの状況を把握し、未然防止、早期発見、早期対応
2008年～現在	文部科学省	「スクールソーシャルワーカー活用事業」	・141地域で展開された調査研究事業、モデル事業として開始 ・内容：①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への支援 ②関係機関等のネットワーク構築、連携・調整 ③学校内におけるチーム体制の構築、支援 ④保護者、教員等に対する支援・相談・情報共有 ⑤教職員等への研修活動等 ・予算は約15億円

出典：野口（2012）、野田（2012 a）、羽田（2007）、浜田（2007）、公的資料をもとに筆者作成

4. 全国的に展開される以降の スクールソーシャルワーカーに求められた活動目的

4-1. コーディネーターとしての役割

先述の通り、2008年に「スクールソーシャルワーカー活用事業」が公表された。図表4をもとに、2008年から全国的に展開されたスクールソーシャルワーカーに求められた活動目的として三点が挙げられる。

第一に、コーディネーターとしての役割である。文部科学省（2009b: 4）の「児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－（報告）」では、学校外の専門機関との連携が重要であると指摘されている。児童生徒が抱えている課題は学校内で解決することが難しくなったため、専門機関との連携、調整をはかるコーディネータとしての役割がスクールソーシャルワーカーに求められていると考えられる（文部科学省 2009b: 31-32）。

4-2. 「子どもの貧困」への働きかけ

第二に、「子どもの貧困」への働きかけである。「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）は2013年6月19日に成立し、2014年1月17日に施行された。この法律の目的として、第一条では「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進すること」と規定されている。なお、第8条第1項では、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を定めなければならない。」と規定しており、内閣府は「子どもの貧困対策会議」を設置して、内閣府（2014）「子どもの貧困対策に関する大綱について」を閣議決定した。「子供の貧困対策に関する大綱」は5年を目途に見直しの検討が行なわれており、2019年には新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定される。内閣府（2019）「子供の貧困対策に関する大綱」では、学校を地域に開かれたプラットフォームとして位置付け、スクールソーシャルワーカーは学校、地域の専門機関、家庭を繋ぐ専門職として位置づけされている。また、文部科学省（2014b）「文部科学省における子供の貧困対策の総合的な推進」では、子どもの貧困対策のためスクールソーシャルワーカーの増員計画が明記されていた。さらに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は2019年6月13日改正法が成立し、2019年9月7日に施

図表4 スクールソーシャルワーカーの活動目的に関する公的資料での言及

実施年度	種類、地域	事業名、政策・法律	内容
学校においてソーシャルワークを担う専門職として位置づけ			
2009年	文部科学省	「スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領等」	・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかける。 ・問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく。
2009年	文部科学省	「児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－(報告)」	・子どもと子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の橋渡しを行うなどにより、悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する者として位置づけ。 ・スクールソーシャルワーカーなどの他の外部人材との役割分担などを考慮して、学校のニーズに合致した活動の守備範囲を学校ごとに定めていく。
2015年	中央教育審議会	「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」	・社会の変化に伴い多様化・複雑化する児童生徒の問題行動や課題への対応を図るとともに、学校教育を質的に充実させるための「チーム学校」体制を導入。 ・チーム学校の視点として：①専門性に基づくチーム体制の構築、②学校のマネジメント機能の強化、③教員一人一人が力を発揮できる環境の整備を提示。 ・スクールソーシャルワーカーは専門職として、業務に関しては教員とのコラボレーションを通して効果的に取り組むことが求められている。
2018年	厚生労働省	「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」	・支援が必要な児童生徒を早期に発見し、関係機関につなぐことができるようなスクールソーシャルワーカーの役割が重要である。 ・既存の制度では対応できない生活課題・複合的な課題に対して、早期に発見し、関係機関につなぐことが重要である。
「子どもの貧困」への働きかけについて			
2014年	内閣府	「子どもの貧困対策に関する大綱」	・貧困の連鎖を切るためのプラットフォームとして学校を位置付けした。そのなかでスクールソーシャルワーカーは早期に地域の貧困家庭を発見して福祉制度とつなげるように明示されている。 ・スクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。
2014年	文部科学省	「文部科学省における子供の貧困対策の総合的な推進」	・教育相談の充実のために、スクールソーシャルワーカーの増員について明記。 ・2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区、約1万人配置する目標。 ・スクールソーシャルワーカーの配置を拡充(1,466人→4,141人)、そのなかでも貧困対策のために重点加配(3)(700人)を行う。
2016年	教育再生実行会議担当室	「教育再生実行会議－第39回議事録－」	・子どもの課題は見えにくく、孤立していること、また貧困状態から虐待に移行して、その虐待をうけた子どもが問題行動を起こしやすいことを指摘。 ・子どもを巡る課題： ①貧困と孤独、単にそれだけではなく、それらが見えないことが問題ではないか。 ②就学前は保健所の診断があり、課題はあるが、仕組みとしては非常に充実している。よって、就学後も同じような仕組みがないということが問題。 ③家庭や学校や地域を結ぶような仕事が不明確でこれを誰がするのか。
2019年	内閣府	「子供の貧困対策に関する大綱」	・学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付け、地域福祉との連携におけるスクールソーシャルワーカーの役割を強調。
児童生徒を巡る問題行動や課題に対する働きかけについて			
2007年	文部科学省	「問題を抱える子ども等の自立支援事業」	・事業課題として、第一に児童生徒の多様で複雑な環境にどのように対応するか、第二に早期発見・早期対応をどのように行うかであった。 ・児童生徒の問題行動や課題の背景・環境的要因に焦点を当てて、児童生徒の状況を早期に把握し、専門機関との連携を通じた早期からの支援を図る。
2013年	文部科学省	「いじめ対策総合推進事業」	・関係機関との連携、スクールソーシャルワーカーによるケース対応、情報共有などを明示し、いじめ対策としてスクールソーシャルワーカーを活用する方向となった。
2015年	文部科学省	「学校における教育相談に関する資料」	・不登校、子どもの貧困、犯罪被害者、いじめ問題に対してスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制の整備充実を図る。
2021年	文部科学省	「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について(通知)」	・児童生徒を巡る問題行動や課題に対する教育相談充実に関してスクールソーシャルワーカーについては、約20%の中学校区で活動実績がないことから十分な配置状況ではないと指摘。

出典：公的資料もとに筆者作成

行された。主な変更として、第一条において、「この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。」と示しており、子どもの将来だけに限定するのではなく「現在」ということを明記し、子どもの今の状況を改善することを記述している。

4-3. 児童生徒を巡る問題行動や課題に対する働きかけ

第三に、児童生徒を巡る問題行動や課題に対する働きかけである。文部科学省(2007)「問題を抱える子ども等の自立支援事業」では、児童生徒を巡る問題行動や課題の背景・環境的要因に焦点を当てており、早期発見及び、地域の専門機関との連携がスクールソーシャルワーカーの役割であると明記している。その上で、文部科学省(2013)「いじめ対策総合推進事業」において、スクールソーシャルワーカーは学校におけるソーシャルワークを行う専門職として位置づけられており、ケース対応や情報共有などがその活動内容として明記されている。以上のように、法律や政府の報告から、学校や地域におけるスクールソーシャルワークに関する事業の支援の必要性が強調され、特に、児童生徒や家庭の見えにくいニーズを把握し、早期に支援につなげることが求められていることがわかった。

5. 日本の国会においてスクールソーシャルワーカーに関する議論

5-1. スクールソーシャルワーカーの働きかけに関する言及

ここまでは、全国的に展開される以前のスクールソーシャルワークに関する事業の変遷と全国的に展開される以降のスクールソーシャルワークに関する事業に対する公的資料での言及について分析を行った。しかし、以上の分析では、スクールソーシャルワークに関する事業はどのような過程を通して展開されたのか、またスクールソーシャルワークに関する事業にどのような問題意識があるのか、十分に明らかにできなかった。これらを明らかにすることで、スクールソーシャルワーカーが何を支援対象としているのか、どのような働きかけを求められ、実践ではどのような働きかけをしているのかを明確にすることができると考えられる。そのうえで、スクールソーシャルワーカーに関連して指摘されている問題意識も整理できるのではないかと。そこで、スクールソ-

シャルワーカー及びスクールソーシャルワークに関する事業について言及している会議において、スクールソーシャルワーカーに対してどのような議論が行われてきたかについて分析を行う。

まず、スクールソーシャルワーカーについて初めて言及されたのは、1991年2月20日に行われた、衆議院の文教委員会である。この会議では、不登校児への支援の一つとして、スクールソーシャルワーカーの導入について議論が行われていた。スクールソーシャルワーカーが全国的に展開される以前である2004年から2007年までには、スクールソーシャルワーカーがどのような機能を担うことができるのかについて主に議論されていた。2006年11月17日参議院の本会議で、山下栄一委員はスクールソーシャルワーカーの意義について以下のように発言した。

「その上で、文科省、教育委員会、学校というラインの外に子供や保護者が相談できる第三者機関を地域につくる必要があります。分断された家庭と教育をつなぐ第三者的な相談機関と言ってもよいでしょう。例えば、兵庫県川西市や神奈川県川崎市などに数年前から設置されている子どもの人権オンブズパーソン制度があります。また、茨城、兵庫、香川、大阪等で広がりつつあるスクールソーシャルワーカーの配置です。これは福祉と教育の連携という視点です。」

山下栄一委員の発言は、学校と教育を繋ぐ制度として人権オンブズパーソン制度、スクールソーシャルワーカーの配置を挙げていた。その上で、2006年11月27日衆議院の教育基本法に関する特別委員会においても福祉と教育がより密接に連携することを強調している。

次に、2008年「スクールソーシャルワーカー活用事業」の導入後からスクールソーシャルワーカーの主な役割はいじめ、不登校をはじめとした児童生徒の問題行動に対して福祉的支援を行うことであった。このなかで、子どもの貧困に対するスクールソーシャルワーカーの支援について議論が行われたのは2014年になってからである。2014年6月10日衆議院の青少年問題に関する特別委員会で、義本博司参考人は以下のように発言した。

「貧困から起こる子どものさまざまな課題を解決する上で、家庭への働きかけとか、あるいは、学校だけではなくて、福祉機関を初めとする関係機関との連携が不可欠でございまして、委員御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーの果たすべき役割は非常に大きいと認識しておりまして、今後とも、スクールソーシャルワーカーの活用、その充実について努めてまいりたいと存じます。」

義本博司参考人の発言は、子どもの貧困に対して学校だけでは解決は難しく、特に児童生徒の環境への働きかけや地域での連携が重要であることについて述べている。この

ような子どもの貧困に関する議論から見たスクールソーシャルワーカーの専門性とは、児童生徒の環境への働きかけ、地域の関係機関との連携及び協働であることが認知されていると考えられる。

続いて、2017年には性犯罪被害者、2018年にはヤングケアラーに対するスクールソーシャルワーカーの支援について言及されている。2017年6月7日衆議院法務委員会で、西川直哉政府参考人は以下のように発言した。

「具体的には、警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による学校におけるカウンセリング体制の充実及び関係機関との積極的な連携促進、児童虐待の被害者等の保護に関する警察及び児童相談所等の連携、精神保健福祉センターにおける犯罪被害者等に対する心の健康回復のための支援等の施策が盛り込まれております。」

なお、2018年5月31日 衆議院厚生労働委員会で下間康行政府参考人は以下のように発言した。

「ヤングケアラーの相談窓口というお尋ねではございますけど、学校における相談体制という点でお答えを申し上げますと、そうしたケアを要する家族の世話や介護等を担っている児童生徒を含めまして、家庭に課題や困難を抱える児童生徒につきましては、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による対面相談や二十四時間子供SOSダイヤル、あるいはSNS等を活用した相談など、様々な相談窓口を設置しておりまして、個別の状況に応じて福祉や医療の関係機関につなげるなどの支援が行われているものと承知しているところでございます。」

こうした議論の流れで強調すべきことは、スクールソーシャルワーカーに求められる支援は、いじめ、不登校などといった児童生徒の問題行動に対するものに限らず、時代の流れの中で現れる新たな社会問題にも対応する必要があることである。

5-2. スクールソーシャルワーカーに関する課題

その一方で、スクールソーシャルワーカーに関する課題も議論されていることがわかった。

第一に、スクールソーシャルワーカーに関する質の確保についてである。スクールソーシャルワーカーの質の確保に関する指摘として、2015年3月31日参議院文教科学委員会で中等教育局長の小松親次郎は以下のような発言をした。

「スクールソーシャルワーカーは高い専門性を有する必要があるということから、平成二十七年度につきましては、スクールソーシャルワーカー活用の、これ私ども事業実施要領というものを持っておりますけれども、この中で、例えば、スクールソーシャルワーカーとして

選考する方々については、従来、社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましいというような扱いにしておりましたが、これを原則としてそうした専門的な資格を有する方というふうに変更するなどして、この質の確保あるいはその認知が得られやすいような方向へ進めていくことといたしております。」

ここではスクールソーシャルワーカーとして高度の専門性が求められており、スクールソーシャルワーカーになるための要件として福祉に関する資格を有することを義務づける必要性について言及している。これに関する議論は2019年5月17日衆議院厚生労働委員会でも続く。池田真紀委員は国家資格を持つ専門職であるスクールソーシャルワーカーの処遇改善が必要であると指摘している。

第二に、スクールソーシャルワーカーの人材不足に関する指摘である。スクールソーシャルワーカーの人材不足に関する指摘は2010年から言及された。2010年4月16日衆議院文部科学委員会では湯原俊二委員は以下のように発言した。

「スクールソーシャルワーカーも近年始まった制度でありますので、まだまだその専門的な人材が張りついていないという状況もあろうかと思えます。」

その後、スクールソーシャルワーカーの人材不足に関する指摘は2020年、2021年、2022年に続く。2022年4月19日衆議院本会議で堀場幸子は以下のように発言する。

「今の学校には、福祉的なニーズが高まっているにもかかわらず、その人材が余りにもいません。福祉的な業務を担うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置は限定的です。足りません。これまで厚生労働省が担ってきた福祉の視点から子供や家庭を見守る専門家が学校内に必要とされているにもかかわらず、学校という聖域に入り込むのができないのが現状です。」

スクールソーシャルワーカーの人材不足に関しては、スクールソーシャルワークに関する事業の導入以来続けて指摘を受けている課題であると考えられる。

第三に、スクールソーシャルワーカーに関する認識不足についてである。2008年に全国的に展開されているものの、学校においては比較的新しい専門職であるため、学校のスクールソーシャルワーカーに対する認識不足について議論されていた。2010年4月9日衆議院文部科学委員会では、公明党の富田茂之は以下のように発言した。

「スクールソーシャルワーカーが今回の江戸川区の事件のような場合に本当に大事だというのはもう実証されていると思うので、特に小学校の低学年のお子さんたちの面倒を見られるように各小学校に配置すべきだと私は思うんですが、こういうふうに枠を決めても、自治体の方から具体的な実施計画としてなかなか上がってこない。今回も、千五十六名の枠をとっていただいても、同じようなことになってしまうんじゃないか。池坊委員が前回お話しして

いただきましたけれども、これはやはりスクールソーシャルワーカーの役割に対する認識の不足がまだあるんじゃないか。そのあたりを文部科学省の方としても徹底していただきたい。」

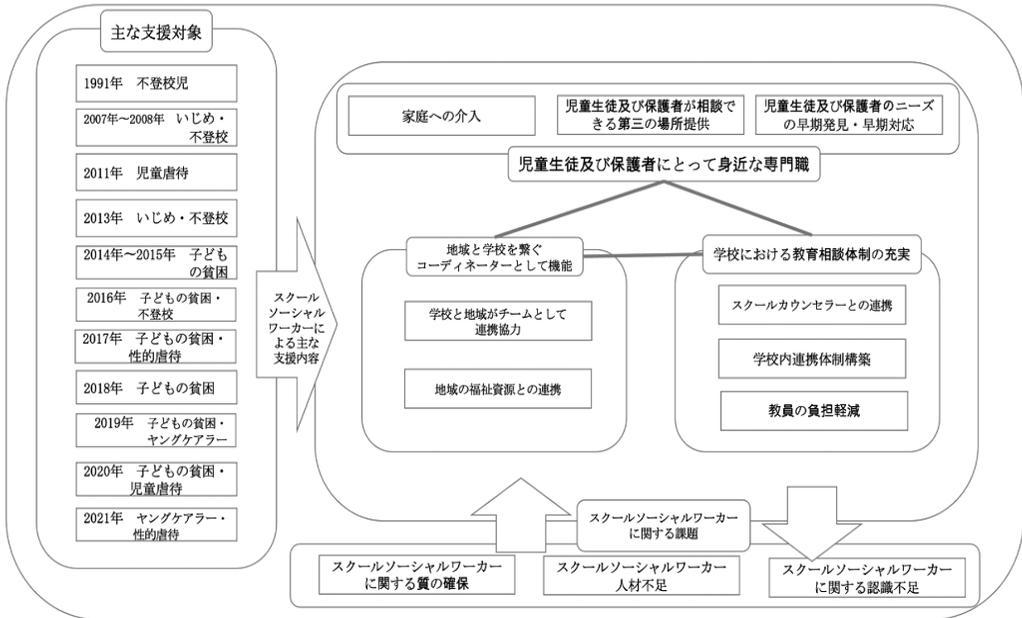
つまり、学校においてスクールソーシャルワーカーが積極的に支援できない背景には、スクールソーシャルワーカーに対する認識がまだ学校現場で広がっていないことが推測される。このような指摘は柴田巧委員による2015年3月31日参議院文教科学委員会においても続いている。

「しかし、これ川崎市にも配置はされていたものの、結局要請がなければ派遣されないというところもあって、今回もスクールソーシャルワーカーがこの上村君の問題のために動いたということはありませんでした。やはり、先ほど言ったように、教育委員会や学校で、まだまだ外部の力を借りたくない、スクールソーシャルワーカーの活用が、ためらいがあるのかどうか分かりませんが、理解が不足している面があるんだろうと思います。」

ここでは、教育委員会及び学校では、いまだにスクールソーシャルワーカーがどのような支援ができるのかについて認知が広がっていないことまで言及されている。スクールソーシャルワーカーに対する理解が広がっていないことを示しているともいえる。また、スクールソーシャルワーカーに対する理解不足に関してどのように対応するかについての言及はなかったため、これからスクールソーシャルワーカーに関する認知をどのように広げるかを検討することが重要であると考えられる。

図表5に示しているように、スクールソーシャルワーカーの配置によって、当初から不登校、いじめをはじめとした児童生徒の問題行動に対する支援を行ってきたが、のちに子どもの貧困、ヤングケアラーや性犯罪まで支援対象は広がっていることが明らかになった。このような支援対象に対して、スクールソーシャルワーカーは児童生徒及び保護者、地域、学校に対して支援を行っていることが国会の会議録からわかった。一方、スクールソーシャルワーカーに関する課題についても指摘されていることから、スクールソーシャルワーカーがより効果的に支援を行うためには、上記のように指摘されている課題についてどのように取り組んでいくのが重要であろう。

図表 5 スクールソーシャルワーカーについて言及した国会会議録をもとにした関係図



出典：国会会議録（1991-2022）をもとに筆者作成

6. おわりに

公的資料や実践活動にまつわる報告書，行政審議及び国会議事録等文献資料を用いて，スクールソーシャルワークに関する事業は何を支援対象としているのか，どのような働きかけを求められていて，実践ではどのような働きかけをしているのかについて，縦断的視点で分析を行った。ここでは，これまでの分析をふまえ，スクールソーシャルワーカーの活動目的に関する考察を述べたい。

まず，全国的に展開される以前のスクールソーシャルワークに関する事業の変遷及び背景について分析を行った。戦後の福祉制度は学校に行きたくても行けない状況にある児童生徒が学校に通えるように支援を行っていた。高知市の「福祉教員」や京都市の「生徒福祉課」は主に家庭を訪問し，家庭と児童生徒の状況把握や教員への助言などを行った。その後1986年埼玉県所沢市の「モデルプロジェクト」では，家庭や学校への訪問を通して保護者のサポートや教員に対するコンサルテーションがその内容に含まれ，地域の専門機関との連携，調整，仲介などを行っていた。このような支援の内容から，スクールソーシャルワークに関する事業の全国的に展開される以前においても，教育と福祉は密接に関わり，その時代の児童生徒の問題行動や保護者の課題の環境的要因に対して支援を行ってきたことがわかった。これはまさにスクールソーシャルワークに関する事業の前身となり，スクールソーシャルワークに関する事業に影響を与えたと言

えるのではないかと考えられる。

次に、全国的に展開される以降のスクールソーシャルワーカーに関する公的資料での言及では、スクールソーシャルワーカーに求められた支援は三点があることが明らかになった。

第一に、コーディネーターの役割についてである。内閣府（2019）「子供の貧困対策に関する大綱」においては学校は地域に開かれたプラットフォームとして、スクールソーシャルワーカーは学校の教職員・専門スタッフ、地域の専門機関、家庭を繋ぐ専門職として位置づけられている。地域には児童生徒及び保護者を支える施設やサービスを提供する機関が存在しており、学校という最も生活者に身近な機関が地域にある施設と連携し、お互い協力することによって、児童生徒の問題行動の減少や保護者の支援につながると考えられる（門田 2012: 33）。

第二に、児童生徒を巡る問題行動や課題に対する支援についてである。スクールソーシャルワークに関する事業が全国的に展開する以前には、不登校への対応に焦点を当てていたが、全国的に展開した後には、不登校はもちろん、いじめなどといった問題行動に支援が求められていることがわかった。また、学校では教職員及び専門スタッフが配置されており、児童生徒及び保護者との多様な関わりを持つようになった。その中でスクールソーシャルワーカーは学校を拠点として、児童生徒及び保護者への福祉的支援を行っていると考えられる。

第三に、子どもの貧困に対する支援についてである。児童生徒を巡る問題行動や課題は時代によって変わっていることはスクールソーシャルワークに関する事業の変遷及び背景の分析から明らかになっており、スクールソーシャルワークに関する事業が全国的に展開されてから、子どもの貧困は新たな社会問題として現れ、スクールソーシャルワーカーによる支援が求められていると考えられる。

最後に、国会の会議録からは、時代の変化に伴うスクールソーシャルワーカーの主な支援対象の変化について明確にすることができた。2007年から2013年までには、いじめ、不登校、児童虐待などといった児童生徒の問題行動及び課題に関する内容であったが、それ以降は子どもの貧困という社会問題が言及されたことがわかった。また、最近になるとヤングケアラー、性的虐待などが言及され、児童生徒を巡る問題行動や課題が変わることで、スクールソーシャルワーカーの支援対象も広がっていることを国会の会議録で改めて確認することができた。しかし、支援対象の変化や広がりがあったとしても、支援内容において一貫して児童生徒及び保護者への支援、地域と学校を繋ぐコーディネーター機能、学校における教育相談の役割を持っていることが明らかになった。

以上の分析から、スクールソーシャルワーカーの支援対象について、戦後、スクールソーシャルワークに関する事業の前身であった制度や事業は、孤児や貧困児童から、非

行児童や長欠児童といった児童生徒の問題行動や保護者の課題を中心に対応してきた。その後、スクールソーシャルワークに関する事業の導入後には、不登校、いじめから、子どもの貧困、ヤンググケアラーというようにその時代によって支援の対象には変化があることが明らかになった。一方で、スクールソーシャルワーカーが支援対象とする、それぞれの時代に現れる児童生徒の問題行動や保護者の課題には変化があるものの、学校の教職員・専門スタッフ、地域の専門機関、家庭を繋ぐ専門職として、児童生徒及び保護者の環境的要因に働きかけを行っていることには変わりはないと考えられる。言い換えれば、児童生徒及び保護者を主体として捉え、彼らの社会環境に焦点を当て、安定した生活ができるための環境づくりを行うことこそが、時代を問わずスクールソーシャルワーカーの活動目的であると考えられる。

その一方で、スクールソーシャルワークに関する事業の報告書で指摘されているように、学校ではまだスクールソーシャルワーカーがどのような役割を担っているのかに対しての理解が十分に広がっていないことが明らかになった。また、国会の議事録から、スクールソーシャルワーカーに関する課題として、スクールソーシャルワーカーの質の確保、スクールソーシャルワーカーの人材不足、スクールソーシャルワーカーに関する認識不足といった三つの課題を明らかにすることができた。この三つの課題に対して、スクールソーシャルワーカーのみならず、文部科学省や教育委員会等関連部局を含め、今後どのように対応していくかがより重要になっていくと考えられる。それゆえに、スクールソーシャルワーカーが児童生徒の問題行動や保護者の課題に対して、スクールソーシャルワーカーの活動目的に照らし合わせた働きかけが重要であると言えるであろう。また、図表5で示しているように、スクールソーシャルワーカーは児童生徒及び保護者への支援、地域と学校を繋ぐコーディネーター機能、学校における教育相談の役割というこの三つの支援内容が行われていることが明らかになった。この支援内容こそがスクールソーシャルワーカーの活動目的に照らし合わせた支援であり、今後いかに学校、地域、児童生徒及び保護者に対してより効果的に支援を提供できるのかについて議論が求められると考えられる。

本研究では、日本におけるスクールソーシャルワーカーの活動目的に焦点を当て、歴史の変遷の概観を行った。2008年の「スクールソーシャルワーカー活用事業」導入以前の変遷や導入以降の制度や事業に関する議論の中で、スクールソーシャルワーカーについてどのように言及されてきたのかについて分析を行った。考察では、スクールソーシャルワーカーの活動目的と課題を克服し、進む方向性について提言を行った。しかし、この提言は、実証的な裏付けが行われていないため、提言の説得力が欠けていると考えられる。そのため、スクールソーシャルワーカーの専門職としての活動目的に関する分析の蓄積が期待される場所は筆者の次の研究課題としていきたい。

注

- (1) 現在という表記は、田中（2013: 14-16）の調査によるものである。
- (2) 現在という表記は、野口（2012: 1）の調査によるものである。
- (3) 重点加配とは「指導上の困難度が高い学校から優先的に重点的」配置を行うことである（梅田 2010: 4）

引用・参考文献

- 馬場幸子（2015）「スクールソーシャルワークの特徴と専門職アイデンティティ：「全体としての家族」へのアプローチは可能か（特集業態別ソーシャルワークと専門職アイデンティティ：独自性と共有性をいかに説明するのか）」『ソーシャルワーク実践研究』（2），55-65。
- 中央教育審議会（2015）『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について』（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf。2022. 08. 06）。
- 外務省（2020）『児童の権利に関する条約全文』（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>。2022. 08. 06）。
- 合田盛人（2009）「スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門性と職務の違いについて」『人間福祉学会誌』9(1)，41-46。
- 浜田知美（2007）「香川におけるスクールソーシャルワーク実践の現状と今後の課題（特集わが国における学校ソーシャルワークの構想，その可能性）」『学校ソーシャルワーク研究』（1），57-66。
- 半羽利美佳（2019）「スクールソーシャルワーカーの有用性に関する考察」『武庫川女子大学紀要』67, 51-60。
- 半羽利美佳（2007）「兵庫県赤穂市におけるスクールソーシャルワーク実践報告——学校外配置での活動を中心に（特集 わが国における学校ソーシャルワークの構想，その可能性）」『学校ソーシャルワーク研究』（1），47-55。
- 日田剛・児崎友美・川崎順子（2021）「学校教職員からスクールソーシャルワーカーに求められているニーズ—A 市小中学校教職員へのアンケート調査から—」『最新社会福祉学研究』16, 1-14。
- 洪承載（2019）「「チーム学校」研究における研究動向の検討」『評論・社会科学』（131），75-93。
- 法務省（2015）『平成27年度版犯罪白書』（https://haksyos1.moj.go.jp/jp/62/nfm/n62_2_1_1_1_0.html。2022. 08. 06）。
- 今村浩司・下田学（2017）「チームとしての学校の在り方からみるスクールソーシャルワーカーの役割」『西南女学院大学紀要』21, 95-106。
- 岩崎晋也（2012）「序論」『社会福祉とはなにか—理論と展開』日本図書センター。
- 門田光司（2010）『学校ソーシャルワーク実践—国際動向とわが国での展開—』ミネルヴァ書房。
- 門田光司・富島喜揮・山下英三郎・ほか編（2012）『スクール（学校）ソーシャルワーク論』中央法規。
- 門田光司（2020）「学校ソーシャルワークの基礎と実践を問う」『学校ソーシャルワーク研究』15, 3-18。
- 米村美奈（2011）「スクールソーシャルワーカーの実態と今後の課題」『国際経営・文化研究』16(1)，51-68。
- 厚生労働省（2018）『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』（https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf。2022. 08. 06）。
- 空閑浩人（2016）『ソーシャルワーク論』ミネルヴァ書房。
- 教育再生実行会議担当室（2016）『教育再生実行会議第39回議事録』（<https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12251721/www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dai39/gijiroku.pdf>。2022. 08. 06）。
- 丸目満弓（2013）「わが国におけるスクールソーシャルワーカーの専門職性に関する一考察—A 県 B 市のスクールソーシャルワーカーへのアンケート調査より—」『神戸医療福祉大学紀要』14(1)，95-105。
- 松村智史（2016）「貧困世帯の子どもの学習支援事業の成り立ちと福祉・教育政策上の位置づけの変化—行政審議，国会審理および新聞報道から—」『社会福祉学』57(2)，43-56。
- 名城健二（2012）「うるま市におけるスクールソーシャルワーカー活用の実態と課題」『地域研究』（9），53

-61。

- 宮本直美 (2017) 「教育相談における『チーム援助』の実践：小学校における校内委員会を活用した事例」『大阪千代田短期大学紀要』47, 101-111。
- 宮野澄男・潮谷有二・奥村あすか・吉田麻衣 (2018) 「スクールソーシャルワーカーの法的整備に関する一考察「チーム学校」における教員との連携・分担を多職種連携の立場から」『純心人文研究』24, 83-104。
- 宮之原弘 (2014) 「日本におけるスクールソーシャルワークの誕生と展開」名古屋大学博士論文。
- 文部科学省 (1998) 『学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ：問題行動への新たな対応』 (https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/287175/www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/003/gijiroku/001/980301.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2001) 『少年の問題行動等に関する調査研究協力者会議』 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2016/05/12/1370854_010.pdf, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2002) 『サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業 (報告書)』 (https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/287175/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/16/04/04042704/009/004.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2004) 『問題行動に対する地域における行動連携推進事業』 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2016/05/12/1370854_014.pdf, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2006) 『学校等における児童虐待防止に向けた取組について (報告書)』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/_icsFiles/afiedfile/2016/04/08/1235293_001.pdf, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2007 a) 『問題を抱える子ども等の自立支援事業』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiry/attach/1376331.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2007 b) 『スクーリング・サポート・ネットワークにおける三つの取り組み－その意義と課題－』 (<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/275248.pdf>, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2008 a) 『スクールソーシャルワーカー活用事業』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiry/attach/1376332.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2008 b) 『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1246334.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2008 c) 『問題を抱える子ども等の自立支援事業』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiry/attach/1376331.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2009) 『児童生徒の教育相談の充実について－生き生きとした子どもを育てる相談体制づくり－ (報告)』 (https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2010/01/12/1287754_1_2.pdf, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2011 a) 『平成 22 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/02/_icsFiles/afiedfile/2012/02/06/1315950_01.pdf, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2011 b) 『平成 22 年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afiedfile/2011/11/07/1312658_01_1.pdf, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2012 a) 『平成 23 年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1326605.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2012 b) 『いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査について』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/11/1328532.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2013 a) 『平成 24 年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1340480.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2013 b) 『いじめ防止対策推進法 (概要)』 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/08/21/1400030_001_1_1.pdf, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2013 c) 『いじめ防止対策推進法の公布について (通知) 別添 3 いじめ防止対策推進法』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm, 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2014 a) 『平成 25 年度スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』 (<https://www.mext.go.jp/a>

- _menu/shotou/seitoshidou/1366599.htm. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2014 b) 『文部科学省における子供の貧困対策の総合的な推進』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo_0/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2014/10/01/1352204_3_3.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2015 a) 『平成 26 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1368648.htm. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2015 b) 『平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について』 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2019/01/04/1412082-26.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2015 c) 『いじめ対策総合推進事業』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/116/shiry/_icsFiles/afiedfile/2015/12/15/1365076_5.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2016 a) 『問題行動に対する地域における行動連携推進事業～問題行動児童生徒の自立支援のためのシステムづくり～』 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2016/05/12/1370854_014.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2016 b) 『いじめ防止対策推進法施行後の状況に関する調査の結果について』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/105/shiry/_icsFiles/afiedfile/2016/02/22/1367142_1.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2016 c) 『問題を抱える子ども等の自立支援事業』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiry/attach/_icsFiles/afiedfile/2016/08/24/1376331_001.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2016 d) 『サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業』 (https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2016/05/12/1370854_013.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2016 e) 『平成 27 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1378055.htm. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2017) 『平成 28 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1398120.htm. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2018) 『平成 29 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410232.htm. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2019) 『平成 30 年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践活動事例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422030.htm. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2020 a) 『令和元年度スクールソーシャルワーカー活用事業実践報告活動例集』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_00997.html. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2020 b) 『スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領』 (https://www.mext.go.jp/content/20200708-mxt_jidou_01-000008592_2.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2021 a) 『今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場 (第 1 回) 議事録』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/mext_01516.html. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省 (2021 b) 『令和 2 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について (通知)』 (https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt_jidou01-100002753_1.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2015) 『学校における教育相談に関する資料』 (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/120/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2016/02/12/1366025_07_1.pdf. 2022. 08. 06)。
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 (2021) 『スクールソーシャルワーカー活用事業に関する Q&A』 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/20211112-mxt_kouhou02-1.pdf. 2022. 08. 06)。
- 内閣府 (2014) 『子供の貧困対策に関する大綱』 (<https://www.8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou.pdf>. 2022. 08. 06)。
- 内閣府 (2019) 『子供の貧困対策に関する大綱』 (<https://www.8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/r01-taikou.pdf>. 2022. 08. 06)。
- 新村出 (2018) 『広辞苑第七版』 岩波書店。
- 西野緑 (2014) 『子ども虐待に関するスクールソーシャルワーカーと教職員とのチーム・アプローチ：ス

- クールソーシャルワーカーへの聞き取り調査から」『関西学院大学リポジトリ』6(1)：21-34。
- 野田正人 (2012) 「スクールソーシャルワークの価値」山野他編『よくわかるスクールソーシャルワーク』, ミネルヴァ書房。
- 野田秀孝 (2012 a) 「スクールソーシャルワーカーの実際と課題：富山県スクールソーシャルワーカー活用事業を題材に」『とやま発達福祉学年報』(3), 35-41。
- 野口康彦 (2012) 「結城市におけるスクールソーシャルワーカー制度とその実践活動」『人文コミュニケーション学科論集』13, 1-9。
- 小野芳秀 (2019) 「課題を抱える児童生徒とその家族への支援体制に関する研究」『東北福祉大学研究紀要』(43), 51-70。
- 大崎広行 (2012) 「日本における学校福祉行政施策の展開に関する歴史的研究－京都市教育委員会「生徒福祉課」の設立と学校福祉実践との関連をめぐって－」『目白大学総合科学研究』(8), 11-26。
- 袖井智子 (2014) 「スクールソーシャルワークの専門性に関する一考察：実践活動事例集等の分析から」『東北福祉大学研究紀要』38, 79-91。
- 鈴木庸裕 (2015) 『スクールソーシャルワーカーの学校理解：子ども福祉の発展を目指して』ミネルヴァ書房。
- 社団法人日本社会福祉士会スクールソーシャルワーク委員会 (2009) 「新任スクールソーシャルワーカーのための自己チェックシート」(<http://jaswe.jp/ssw/checksheet.pdf>. 2022. 08. 07)。
- 田中尚 (2013) 「スクールソーシャルワークの展開の今日的意義」『岩手県立大学社会福祉学部紀要』15 (24), 13-20。
- 館山壮一 (2020) 「こども園における幼小連携の認知度とスクールソーシャルワーカーの活用可能性：岩手県内のこども園を対象に」『修紅短期大学紀要』40(0), 15-21。
- 梅田修 (2010) 「児童生徒支援加配の特徴と問題点」『滋賀大学生涯学習教育研究センター年報』, 1-7。
- 和歌山県教育委員会 (2013) 『いじめ問題対応ハンドブック』(https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/501200/h30/gimu/d00155992_d/fil/ijimetaiouhanndbook.pdf. 2022. 08. 06)。
- 山下英三郎 (2003) 『スクールソーシャルワーカー学校における新たな子ども支援システム』日本スクールソーシャルワーク協会。

A Study on the Historical Changes of School Social Work: Focus on the Purpose of School Social Workers

Seung Jae Hong

This paper focuses on historical changes in the introduction and development of school social workers in Japan. Analyze public documents and reports from the postwar to the present to identify the underlying purpose as a professional school social worker. The results of the study show that school social workers are expanding their support of support for complex issues that cannot be addressed by existing systems, while challenges related to the shortage of human resources have also been pointed out. And it was considered to be the foundation of a professional school social worker regardless of age is to create an environment in which students and parents can be viewed as living people, focusing on their social environment, and living a stable life.

Key words: School social work, School social worker, Purpose of activity, Historical changes, Professional

